

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	妊娠届出妊婦一覧表
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部健康課保健係
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく届出の受理及び母子健康手帳の交付、妊婦に関する相談支援、指導・助言のために利用する。
記録項目	母子健康手帳交付番号、氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、出産予定日、かかりつけ医療機関、妊婦健康診査等受診情報
記録範囲	住民基本台帳に記録されている者のうち、妊娠届出をした者
記録情報の収集方法	母子保健法に基づく妊娠届出、健診実施医療機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	要支援家庭・要支援妊婦一覧表
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部健康課保健係
個人情報ファイルの利用目的	要支援家庭等支援方針会議で支援方針を決定するために利用する。
記録項目	母子健康手帳交付番号、氏名、性別、生年月日等、居住地の地区名、問題の種類、子ども家庭支援センターの支援の有無、妊婦については出産予定日、支援の内容・方針
記録範囲	住民基本台帳に記録されている者のうち、妊娠届出時面談、アンケート結果、出生時面談等で支援が必要であると判断した妊婦及び子育て家庭の養育者・乳幼児
記録情報の収集方法	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく妊娠届出、妊婦・子育て家庭へのアンケート、関係機関（子ども家庭支援センター、産科医療機関）からの情報、本人（妊婦・養育者等）から得た情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	新生児訪問対象者台帳
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部健康課保健係
個人情報ファイルの利用目的	新生児訪問・未熟児訪問、乳児家庭全戸訪問の調整・管理のために利用する。
記録項目	乳児氏名、生年月日等、居住地の地区名、出生病院、在胎週数、出生児体重、EPDSの記録、要支援判定の有無、要医療の有無
記録範囲	出生した児、養育者（産婦）
記録情報の収集方法	出生連絡票、住民基本台帳から得た情報、訪問時に本人（産婦等）から得た情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	東京都出産応援事業管理表
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部健康課保健係
個人情報ファイルの利用目的	町が東京都から受託している東京都出産応援事業（赤ちゃんファースト）で、対象者（対象期間に出生した児）に配布するギフトカードの配布状況の管理のために利用する。
記録項目	管理番号、氏名（世帯主、出生児）、生年月日等（出生児）、住所、ギフトカードの配布日
記録範囲	瑞穂町へ出生届を提出した児と世帯主
記録情報の収集方法	東京都福祉保健財団（管理番号）、住民基本台帳から得た情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年11月2日
変更（直近）：令和 年 月 日

個人情報ファイルの名称	出産・子育て応援ギフト管理表（遡及対象者）
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部健康課保健係
個人情報ファイルの利用目的	妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）事業において、経済的支援で配布する出産・子育て応援ギフトカードの配布状況の管理のために利用する。
記録項目	管理番号、氏名（出生児）、生年月日等（出生児）、ギフトカードの配布日
記録範囲	出産・子育て応援ギフトカードの配布対象者
記録情報の収集方法	妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）事業における事業対象者（妊婦、出生児の養育者）及び東京都福祉保健財団（管理番号）から得た情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年11月2日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	バースデーサポート事業ギフト管理表
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部健康課保健係
個人情報ファイルの利用目的	バースデーサポート事業で配布するギフトカードの配布状況の管理のために利用する。
記録項目	管理番号、氏名（出生児）、生年月日等（出生児）、性別、住所、対象児の出生順（第1子、第2子、第3子以降）、ギフトカードの発送日
記録範囲	バースデーサポート事業のギフトカードの配布対象者
記録情報の収集方法	バースデーサポート事業の事業対象者（対象児の養育者）及び委託事業者（管理番号）から得た情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。